第六条　租税

1　この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。この協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3　2の規定に従うことを条件として、

(a)　第八条の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（投資又は財産の移転に対するものを除く。）及び遺産、相続、贈与又は世代を飛ばした財産の移転に対する租税を除く。

注　この(a)の規定は、各締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

(b)　第八条の規定は、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（投資又は財産の移転に対するものを除く。）であって、特定のデジタル・プロダクトの購入又は消費に関するものについて適用する。ただし、第一文の規定は、締約国が、当該デジタル・プロダクトの購入又は消費に関する利益の享受又はその継続のための条件として、当該デジタル・プロダクトを自国の領域において提供することを要求することを妨げるものではない。

注　この(b)の規定は、各締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

ただし、第八条のいかなる規定も、次のものについては、適用しない。

(c)　租税条約に基づいて締約国が与える利益に関する最恵国待遇の義務

(d)　現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないもの

(e)　現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないものの継続又は即時の更新

(f)　現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないものの改正（当該改正において当該租税に係る課税措置と同条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

(g)　租税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする新たな租税に係る課税措置（課税を目的として居住地に基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。）の採用又は実施。ただし、当該租税に係る課税措置が両締約国の者、物品又はサービスの間で恣意的な差別を行わないことを条件とする。（注）

注　両締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(d)の規定がサービス及び直接税に限定されないものとみなした場合の同条(d)の注の規定を参照して、この(g)の規定を解釈しなければならないことを了解する。

(h)　年金信託、年金計画、退職年金基金その他の制度であって、年金若しくは退職年金の支払又は類似の給付を行うためのものに関し、締約国が、当該制度に対する継続的な権限、規制又は監督の維持を要求することを、当該制度への拠出又は当該制度の収入に関する利益の享受又はその継続のための条件とする規定

(i)　保険料に対する消費税（当該消費税が他方の締約国によって課されていたとしたならば、(d)から(f)までの規定の対象となったであろうものに限る。）

第七条　関税

1　いずれの締約国も、一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に対して関税を課してはならない。

第八条　デジタル・プロダクトの無差別待遇

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託され、若しくは商業的な条件に基づき初めて利用可能なものとされたデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他方の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない（注）。

注　この1の規定の適用上、第三国のデジタル・プロダクトは、「同種のデジタル・プロダクト」である限りにおいて、「他の同種のデジタル・プロダクト」に該当する。

2　この条の規定は、締約国によって交付される補助金又は行われる贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

3　この条のいかなる規定も、締約国が放送（注）の提供に従事する企業における外国資本の参加の割合を制限する措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注　この3の規定の適用上、日本国については、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいい（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号）、オンデマンド・サービス（インターネット上で提供されるそのようなサービスを含む。）を含まない。

4　1の規定は、知的財産権に関し、知的財産に関する両締約国間の二国間協定に基づく権利及び義務に抵触する限りにおいて、又は当該二国間協定が存在しない場合には両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に基づく権利及び義務に抵触する限りにおいて、適用しない。

第九条　国内の電子的な取引の枠組み

1　各締約国は、電子的な取引を規律する法的枠組みであって、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法の原則に適合するものを維持する。

2　各締約国は、次のことを行うよう努める。

(a)　電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避すること。

(b)　電子的な取引を規律する自国の法的枠組みの策定において利害関係者による寄与を容易にすること。

第十条　電子認証及び電子署名

1　締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的な形式によるものであることのみを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならない。

2　いずれの締約国も、電子認証又は電子署名に関する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a)　電子的な取引の当事者が当該取引のための適当な電子認証の方式又は電子署名を相互に決定することを禁止することとなる措置

(b)　電子的な取引の当事者が当該取引について電子認証又は電子署名に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明する機会を得ることを妨げることとなる措置

3　締約国は、2の規定にかかわらず、特定の区分の取引について、電子認証の方式又は電子署名が特定の実施基準を満たすこと又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる。

第十一条　情報の電子的手段による国境を越える移転

1　いずれの締約国も、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない。

2　この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要なものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。（注）

注　ある措置が、データの移転に関し、当該移転が国境を越えるものであることのみを理由として、競争条件の変更により対象者に不利益をもたらすような態様で当該移転に対して異なる待遇を与える場合には、当該措置は、この2の規定の要件を満たさない。

(a)　恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。

(b)　目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。

第十二条　コンピュータ関連設備の設置

1　いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

2　この条の規定は、対象金融サービス提供者については、適用しない。対象金融サービス提供者については、次条において取り扱う。